

特別支援学校

「個別の指導計画」作成マニュアル

令和6年3月

特別支援教育推進室

はじめに

平成21年3月告示の特別支援学校学習指導要領により、特別支援学校に在籍する全ての児童生徒について「個別の指導計画」の作成が必要となったことから、平成21年12月に「特別支援教育における『個別の指導計画』作成のために」を刊行し、個別の指導計画の参考様式や作成マニュアルを示すとともに「個別の指導計画」の作成と活用を進めてきました。

現在、一人ひとりの実態に応じた指導を行う特別支援学校では、児童生徒の学習状況を把握し、指導・支援を進める上で、課題や指導目標、指導内容、指導方法、指導の結果などについて記載されている「個別の指導計画」が重要なツールとなっています。

こうした中、特別支援学校学習指導要領自立活動編（平成30年3月）には、個々の実態把握から自立活動の具体的な指導内容を設定するまでの手続きの例が示されており、これらの手続きを踏まえて作成した「個別の指導計画」に基づいた指導が求められています。このため、各特別支援学校において自立活動を一層充実させるためにも、これまでの参考様式を見直す必要が出てきました。

また、校務のICT化を進展させるため、令和6年4月より県内の特別支援学校に「統合型校務支援システム」が導入されます。これにより「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」「指導要録」等がシステム内で作成・管理が可能となり、切れ目ない支援に向けた計画的・継続的な指導をより一層進めることができると考えています。

このような状況の変化を受け、これまでの参考様式や作成マニュアルについて、必要となる項目や様式、マニュアルの内容を見直し、新たに「特別支援学校『個別の指導計画』作成マニュアル」を刊行することといたしました。

本マニュアルの活用により、障害のある幼児児童生徒が自立と社会参加に向けて成長するためのきめ細かな指導・支援につながることを期待しております。

令和6年3月

山口県教育庁特別支援教育推進室

目次

「個別の指導計画」 Q & A

- ◇Q 1 「個別の指導計画」とはどのようなものですか？ . . . P 1
- ◇Q 2 「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」との関係は
どのようになっていますか？ . . . P 2
- ◇Q 3 「個別の指導計画」はどのような手順で作成するのですか？ . . . P 3
- ◇Q 4 実態把握はどのようにして行えばよいのですか？ . . . P 4
- ◇Q 5 目標を設定するときのポイントは何ですか？ . . . P 6
- ◇Q 6 指導内容をどのように設定すればよいのですか？ . . . P 6
- ◇Q 7 どのように評価を行えばよいのですか？ . . . P 7

<参考>

- 支援の手立て . . . P 9
- 知的障害のある児童生徒に対する教育における各教科の構成 . . . P 10

「個別の指導計画」様式及び記入上の留意点

- 「個別の指導計画」様式（シート1～3） . . . P 11
- 「個別の指導計画」記入上の留意点 . . . P 14



「個別の指導計画」

Q & A

Q1 「個別の指導計画」とはどのようなものですか？

「個別の指導計画」とは

障害のある幼児児童生徒の適切な指導や必要な支援を進めるためには、各学校で編成する教育課程に基づき、障害の状態や発達段階等に応じた、指導内容の精選や指導方法の工夫が重要です。

「個別の指導計画」とは、障害のある幼児児童生徒一人ひとりに作成する、各教科等の目標や内容、配慮事項などを具体的に示した計画です。

「個別の指導計画」を作成することで、教職員の共通理解による実践、指導や支援の客観的な評価と改善につながります。

<教育課程とは>

学校教育の目的・目標を達成するために、幼児児童生徒の心身の発達に応じ、教育内容を授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画です。



<特別支援学校指導要領では>

平成21年3月告示の特別支援学校学習指導要領においては、特別支援学校に在籍する児童生徒について、各教科等にわたって「個別の指導計画」を作成することや、「個別の指導計画」に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努めることが規定されました。

そして、平成31年2月告示の特別支援学校学習指導要領においては、「個別の指導計画」に基づいて児童生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉えること、「個別の指導計画」の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていく「カリキュラム・マネジメントを実現する視点」が重要であることが規定されています。

「個別の指導計画」の作成・活用について

「個別の指導計画」を作成・活用することで、以下のようなメリットが考えられます。

<「個別の指導計画」の作成・活用のメリット>

- 幼児児童生徒の様子や指導目標・内容等について、教職員の共通理解が進みます。
- 校内支援体制づくりに役立ちます。
- 個別的な指導だけでなく、集団の中での個別的な配慮・支援も充実します。
- 「個別の指導計画」を基に適宜評価を行い、指導内容や方法等を改善することで、効果的な指導につながります。
- 引継ぎの資料となり、一貫性や系統性のある指導を行うことができます。

「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援を一層充実させることが必要です。

「個別の指導計画」に基づく指導をP-D-C-Aの過程で進めることで、指導や支援を改善・充実することができます。



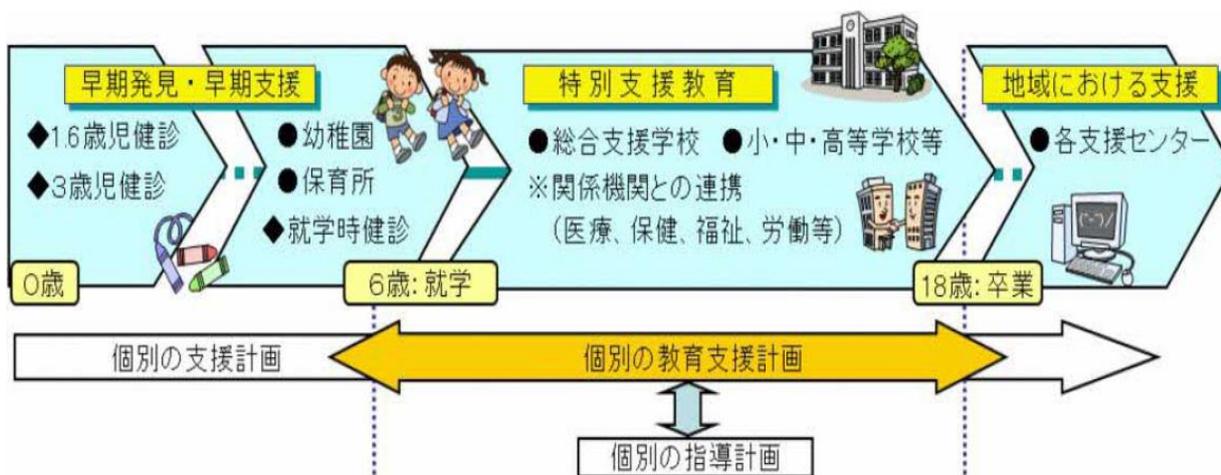
Q2 「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」との関係はどのようになっていますか？

「個別の教育支援計画」とは

「個別の教育支援計画」は、保護者の方の了解を得て、本人の実態や関係機関等からの支援の状況や、長期的な視点から支援の方針を示した計画です。

「個別の指導計画」は、「個別の教育支援計画」に示された長期的な支援の方針を踏まえて、一年間の指導目標、内容・方法等を具体的に示した計画です。

「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の関係を下図に示しています。



※「個別の教育支援計画」と「個別の支援計画」は、概念として同じものであり、学校が作成する場合に「個別の教育支援計画」と呼びます。

「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」の関係は

「個別の指導計画」は、各学校の教育課程や「個別の教育支援計画」に示した長期的な支援の方針を踏まえ、具体的な指導の内容や方法等を記入したものです。

また、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編（幼稚部・小学部・中学部）では以下の記載があります。

個別の教育支援計画と関連するものに、個別の指導計画がありますが、それぞれ作成する目的や活用する方法には違いがあるのでそのことに留意して、相互の関連性を図ることに配慮する必要があります。

「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成し、それらを活用することにより、教師間だけでなく、保護者や関係機関と連携協力しながら、指導方法・内容を計画的・組織的に工夫・改善していくことができます。

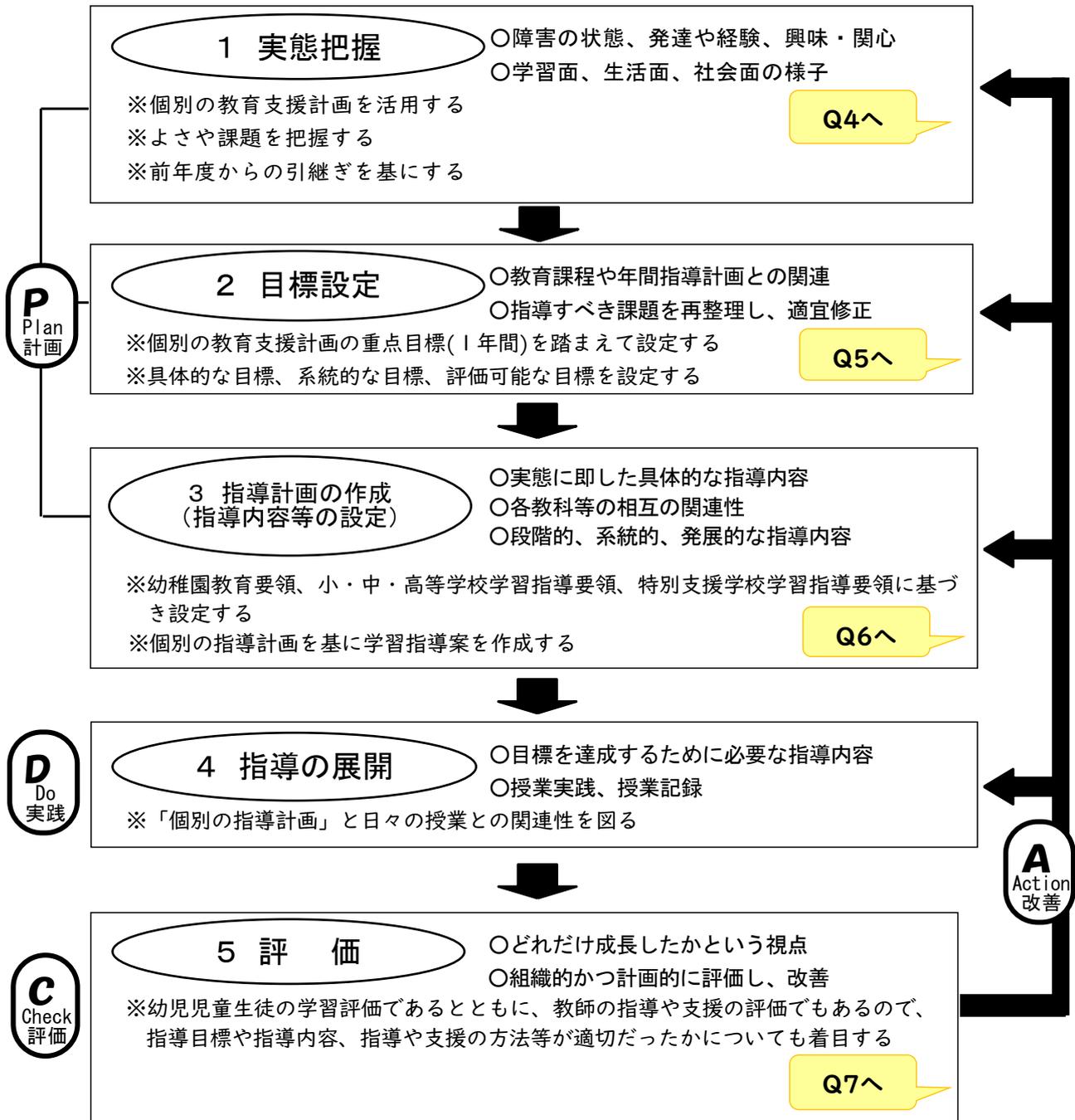


Q3 「個別の指導計画」はどのような手順で作成するのですか？

「個別の指導計画」は、次に示す手順に従い作成を進めますが、P-D-C-Aにより、適宜、見直しを行い、指導の改善・充実を図ることが必要です。

また、学校で作成している実態調査表、各指導計画、前担任・学級・学校から引き継いだ資料等も活用して作成します。

<「個別の指導計画」作成の手順> ○ポイント



Q4 実態把握はどのようにして行えばよいのですか？

適切な指導や必要な支援を行うためには、的確な実態把握が重要ですので、校内委員会等において、実態把握の内容や方法等を検討し、全教職員で共通理解を図っておくことが必要です。

実態把握の方法	○観察法 ○面接法 ○検査法 ○情報収集（保護者、心理的な立場、医学的な立場、福祉施設等から）
【実態把握のポイント】	
よさを把握する→生かす・伸ばす	課題を把握する→改善・克服
持ち味、得意なこと、興味・関心	どこにつまずきがあるか どのような援助があればできるか

具体的な幼児児童生徒の様子を把握

シート1 【全般、自立活動の指導】

- | | | | |
|--------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 障害の状態 | <input type="checkbox"/> 発達や経験の程度 | <input type="checkbox"/> 興味・関心 | <input type="checkbox"/> 生活や学習環境 |
| ・病気等の有無や状態 | ・生育歴 | ・基本的な生活習慣 | |
| ・人やものとのかかわり | ・心理的な安定の状態 | ・コミュニケーションの状態 | |
| ・対人関係や社会性の発達 | ・身体機能、視機能、聴覚機能 | ・知的発達や身体発育の状態 | |
| ・興味・関心 | ・障害の理解に関すること | ・学習上の配慮事項や学力 | |
| ・特別な施設・設備や補助用具（機器を含む。）の必要性 | ・進路 | | |
| ・家庭や地域の環境 等 | | | |

「特別支援学校学習指導要領解説－自立活動編－『第7章－2（1）幼児児童生徒の実態把握』より



シート2 【各教科等の指導】

- 学習面（読み、書き、計算、学習レディネス、・・・）
- 生活面（食事、排泄、清潔、予定、・・・）
- 社会面（集団参加、人間関係の形成、コミュニケーション、・・・）



【指導を通して修正していきましょう】

「個別の指導計画」の作成には、的確な実態把握が重要ですが、事前に十分な情報を収集することが困難な場合は、指導を進める中で得られた情報をもとに実態把握をさらに進め、「個別の指導計画」を修正していくという柔軟な対応も大切です。

【情報の取扱いに留意しましょう】

実態把握は、指導に生かすことが目的ですので、「個別の指導計画」を作成するために必要となる内容に限定するとともに、個人情報保護の観点から、その情報の適切な管理に十分留意する必要があります。

実態把握のために収集した、障害の状態、発達の程度、経験、興味・関心、生活や学習環境などについての情報を整理する視点として、以下に示す「自立活動の内容（6区分27項目）」が参考になります。

自立活動の内容

区 分	項 目
1 健康の保持	(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2)病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3)身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4)障害特性の理解と生活環境の調整に関する事。 (5)健康状態の維持・改善に関する事。
2 心理的な安定	(1)情緒の安定に関する事。 (2)状況の理解と変化への対応に関する事。 (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。
3 人間関係の形成	(1)他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2)他者の意図や感情の理解に関する事。 (3)自己の理解と行動の調整に関する事。 (4)集団への参加の基礎に関する事。
4 環境の把握	(1)保有する感覚の活用に関する事。 (2)感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。 (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。 (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
5 身体の動き	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3)日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4)身体の移動能力に関する事。 (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。
6 コミュニケーション	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2)言語の受容と表出に関する事。 (3)言語の形成と活用に関する事。 (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5)状況に応じたコミュニケーションに関する事。

Q5 目標を設定するときのポイントは何ですか？

学校全体の教育計画である教育課程や年間指導計画との関連を図りながら、一人ひとりの幼児児童生徒の障害の状態等に応じた目標を設定します。

また、目標の設定に当たっては、保護者・関係者の意見などを参考にすることも大切です。

<指導目標の設定のポイント>

- 個別の教育支援計画の重点目標を踏まえて、指導目標を設定
- 実態把握から中心となる課題を整理し、指導すべき課題を抽出
→ 特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編の流れ図を参考
- これまでの学習状況や将来の可能性を見通した指導目標を設定



指導目標については、幼児児童生徒の成長等に応じて、今後の見通しを予測しながら、指導すべき課題を再整理し、適宜、修正します。

Q6 指導内容をどのように設定すればよいのですか？

一人ひとりの幼児児童生徒に設定した目標を達成するために必要な指導内容を、具体的に設定することが大切です。

自立活動

- ・幼児児童生徒の将来の可能性を広い視野から見通し、現在の発達の段階において育成すべき具体的な指導目標を達成するために必要な項目を選定

各教科等の指導

- ・小学校、中学校、高等学校の学習指導要領に示されている各教科の目標及び内容を参考
- ・知的障害者である児童又は生徒に対する各教科の指導に当たっては、各教科の段階に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定

- ◆幼児児童生徒の実態に即した具体的な指導内容
- ◆各教科等の相互の関連性を踏まえた指導内容
- ◆段階的、系統的、発展的な指導内容

<内容の設定>

幼稚園教育要領
小・中・高等学校学習指導要領
特別支援学校学習指導要領



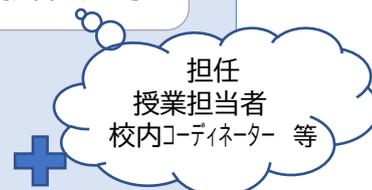
特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編



【参考】自立活動の指導の手引き
(平成25年4月 山口県教育委員会)

<検討>

学年会
教科会 等



担任
授業担当者
校内コーディネーター 等



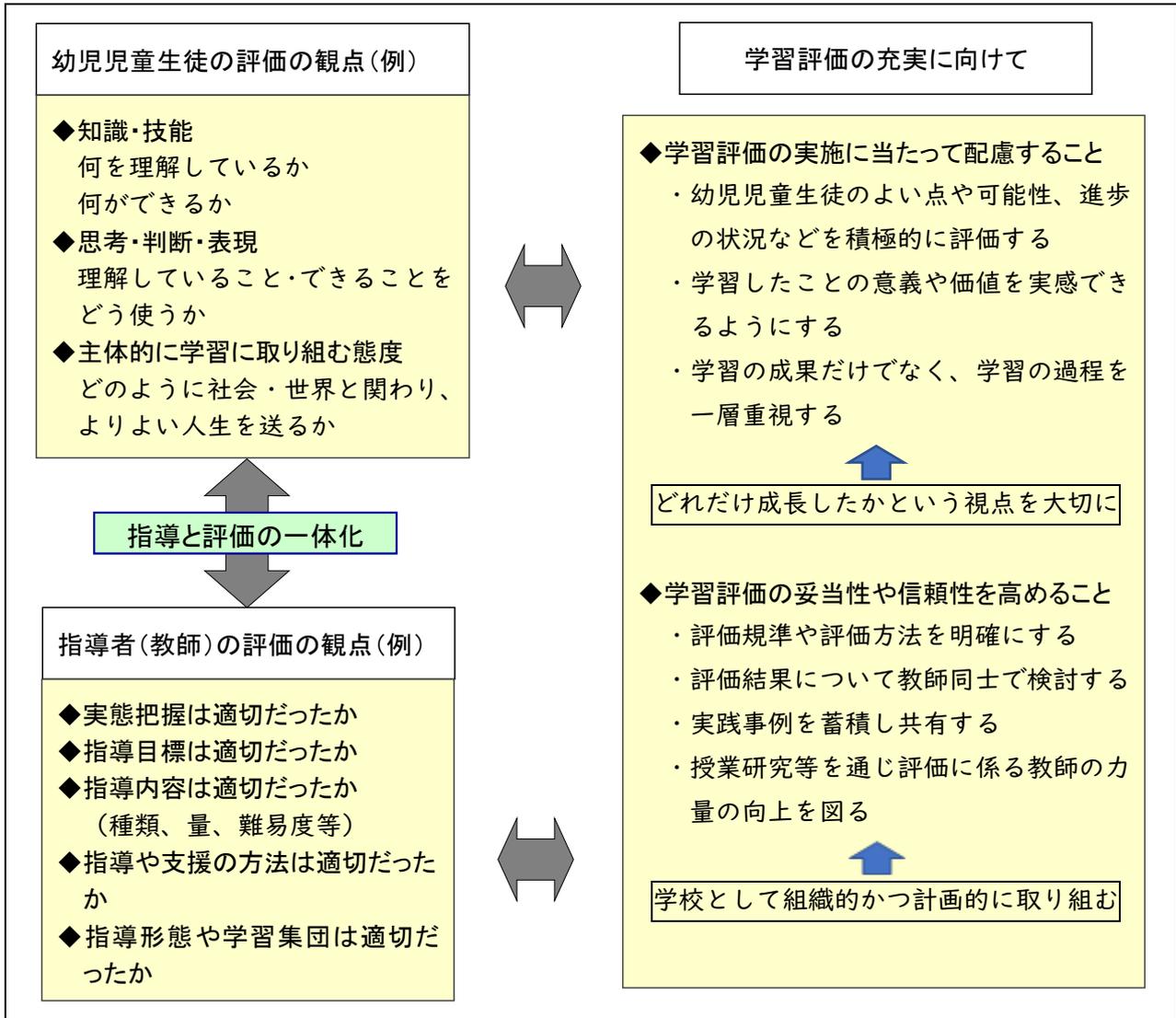
外部専門家の助言等

Q7 どのように評価を行えばよいのですか？

「個別の指導計画」に基づき進めている指導や支援について、定期的に評価し、改善を図ることが必要です。

評価に当たっては、幼児児童生徒の変容を、具体的で客観的な方法により、質的な面と量的な面の両面から把握することが必要です。

また、評価は、幼児児童生徒の学習評価であるとともに、教師の指導や支援の評価でもあるので、幼児児童生徒のつまずきを改善するための手だての評価も明確にすることが重要です。



**個別の指導計画の実施状況の評価と改善を
教育課程の評価と改善へ
⇒カリキュラムマネジメントの充実**



< 特別支援学校学習指導要領解説総則編 (小・中学部、高等部) >

指導の改善・充実に役立つ評価のために

評価については、単に目標が達成できたかどうかだけでなく、常に「評価」→「分析」→「改善」の流れを意識しておくことが大切です。

◎「評価」の段階で

目標が達成できたと判断された場合

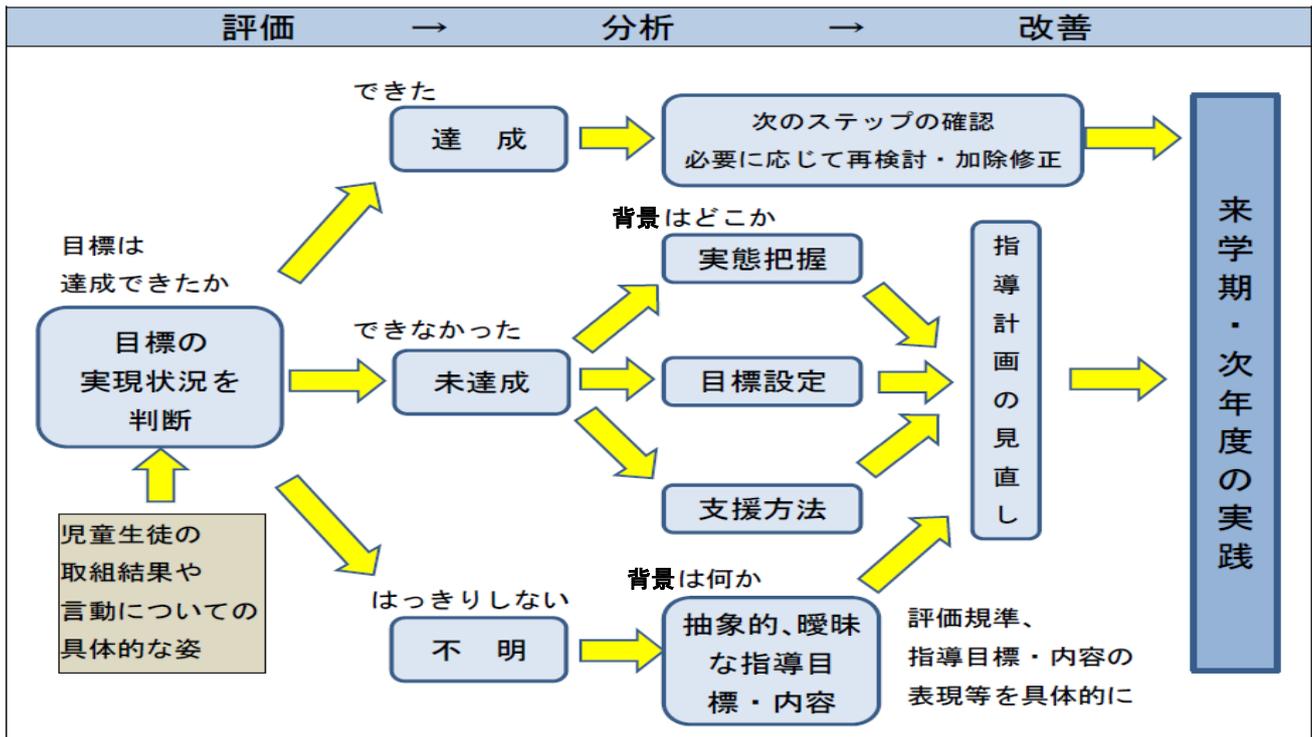
次のステップ（目標、内容）をどこに置くかを確認するとともに、より効果的な指導のために修正すべき点はないか、再検討する。

目標が達成できなかった場合

原因が「実態把握」「目標設定」「支援方法」のどこにあったのかを分析し、改善を図った上で、次の実践を行う。

目標が達成できたかどうか不明な場合

指導目標・内容や評価規準が抽象的である可能性がある。その場合には、より具体的な表現となるよう修正する。



保護者の参画

保護者への説明と意見聴取

必要に応じて専門家の知見を活用

< 自立活動の指導の手引き（平成 25 年 4 月 山口県教育委員会）を一部改編 >

< 参考 >

「支援の手立て」について

「支援の手立て」の検討に当たっては、児童生徒一人ひとりに対する的確な実態把握や、適切な目標・内容の設定に基づき、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、多角的な視点から検討を進めることが大切です。

以下に記載しているのは、平成27年に、やまぐち総合教育支援センター単独研究「通常の学級における子どもの特性に配慮した学級づくり・授業づくりに関する研究－合理的配慮の視点を踏まえて－」の中で示された、指導・支援及び配慮（具体的な手立て）を考える際の3つの視点です。

人の関わり

物の活用

場の設定

通常の学級での指導・支援及び配慮に関する視点として示されていますが、特別支援学校においても、この3つの視点をもとに検討することで、「支援の手立て」の内容がより充実したものとなると考えます。

特別支援学校における各視点ごとの具体的な内容としては、以下のものが挙げられます。

視点	具体的な内容
人の関わり	○個別的な対応・働きかけ ○発問や指示の工夫 ○児童生徒同士のかかわりを促進する働きかけ 等 ○称賛、価値付け ○支持的・受容的な雰囲気づくり
物の活用	○実態に応じた教材・教具の工夫 ○ICT機器の活用 ○板書の工夫 等 ○支援ツール・補助具等の活用 ○視覚的な支援の導入
場の設定	○教室環境の工夫 ○学習上のルールの設定 ○一人ひとりが活躍できる活動の場の設定 等 ○見通しをもちやすい授業構成



上記の視点、内容をもとにした検討に加え、以下のチェック項目についても確認してみましょう。

- 主体的に学習するための手立てが講じられていますか。
 - 学習意欲を高めたり、学習の見通しをもたせたりするための工夫がされていますか。
 - 手立てが、教師からの働きかけ（言葉かけ等）に偏っていませんか。
→ 「物の活用」「場の設定」の視点からも手立てを検討してみましょう。
- 一人ひとりの実態や特性に応じた手立てが講じられていますか。
 - 集団での学習が中心となる教科、領域等においても、実態や特性に応じた個別の手立てが検討されていますか。
 - 苦手な部分や課題だけでなく、得意な部分や強みも踏まえて手立てが検討されていますか。
- 手立ての内容が、関係する教師間で共通理解されていますか。

「知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科」について

〈小学部〉

教科名	内容構成の観点
生活	「基本的生活習慣」「安全日課・予定」「遊び」「人との関わり」「役割」「手伝い・仕事」「金銭の扱い」「きまり」「生命・自然」「ものの仕組みと働き」
国語	「聞くこと・話すこと」「書くこと」「読むこと」
算数	「数量の基礎」「数と計算」「図形」「測定」「データの活用」
音楽	「表現」「鑑賞」
図画工作	「表現」「鑑賞」
体育	「体づくり運動遊び・体づくり」「器械・器具を使っでの遊び」「走・跳の運動」「水遊び」「ボール遊び」「表現遊び」「保健」



〈中学部〉

教科名	内容構成の観点
国語	「聞くこと・話すこと」「書くこと」「読むこと」
社会	「社会参加ときまり」「公共施設と制度」「地域の安全」「産業と生活」「我が国の歴史や地理」「外国の様子」
数学	「数と計算」「図形」「測定」「データの活用」
理科	「生命」「地球・自然」「物質・エネルギー」
音楽	「表現」「鑑賞」
美術	「表現」「鑑賞」
保健体育	「体づくり運動」「器械運動」「陸上運動」「水泳運動」「球技」「武道」「ダンス」「保健」
職業・家庭	職業分野「職業生活」「情報機器の活用」「産業現場等における実習」 家庭分野「家族・家庭生活」「衣食住の生活」「消費生活・環境」
外国語	「英語の特徴等に関する事項」「情報を整理し、表現したり、伝え合ったりすることに関する事項」「言語活動及び言語の働きに関する事項」



〈高等部〉

教科名	内容構成の観点
国語	「聞くこと・話すこと」「書くこと」「読むこと」
社会	「社会参加ときまり」「公共施設の役割と制度」「我が国の自然環境と国民生活」「産業と生活」「我が国の国土の様子と国民生活、歴史」「外国の様子」
数学	「数と計算」「図形」「変化と関係」「データの活用」
理科	「生命」「地球・自然」「物質・エネルギー」
音楽	「表現」「鑑賞」
美術	「表現」「鑑賞」
保健体育	「体づくり運動」「器械運動」「陸上運動」「水泳運動」「球技」「武道」「ダンス」「体育理論」「保健」
職業	「職業生活」「情報機器の活用」「産業現場等における実習」
家庭	「家族・家庭生活」「衣食住の生活」「消費生活・環境」
外国語	「英語の特徴等に関する事項」「情報を整理しながら考えなどを形成し、英語で表現したり、伝え合ったりすることに関する事項」「言語活動及び言語の働きに関する事項」
情報	「情報社会の問題解決」「コミュニケーションと情報デザイン」「情報通信ネットワークとデータの活用」
家政	「生活産業の概要」「被服」「クリーニング」「手芸」「調理」「住居」「保育」「家庭看護」
農業	「農業の概要」「農業生物の栽培と管理」「農業生物の飼育と管理」「食品の加工と管理」「地域資源を生かした農業」
工業	「工業の概要」「木材加工による製品」「金属加工による製品」「セラミック加工による製品」「紙加工による製品」「布の加工による製品」「皮革の加工による製品」「印刷」
流通・サービス	「流通業やサービス業の概要」「商品管理」「販売」「清掃」「事務」
福祉	「社会福祉の概要」「介護・福祉サービス」「介護を必要とする人」「生活支援の技術」



「個別の指導計画」

様式及び記入上の留意点

学校名		学部		学年		名前		作成者	
個別の教育支援計画 重点目標									
自立活動の指導									
実態	【障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所、課題等】								
6 区 分 と の 関 連	◎時間における指導の内容 ○教育活動全体での内容	1 健康の保持	①生活のリズム・生活習慣の形成	係 3 の 人 形 間 成 関	①他者とのかかわりの基礎	5 身 体 の 動 き	①姿勢と運動・動作の基本的技能		
			②病気の理解・生活管理		②他者の意図や感情の理解		②姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用		
			③身体各部の理解と養護		③自己の理解と行動の調整		③日常生活に必要な基本動作		
			④障害の特性の理解と生活環境の調整		④集団への参加の基礎		④身体の移動能力		
			⑤健康状態の維持・改善		④保有する感覚の活用		⑤作業の動作と円滑な遂行		
		2 心理的な安定	①情緒の安定	4 環 境 の 把 握	②感覚や認知の特性についての理解と対応	ケ 6 1 コ シ ミ ヨ ン ニ	①コミュニケーションの基礎的能力		
			②状況理解・変化への対応		③感覚の補助、代行手段の活用		②言語の受容と表出		
			③障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲		④感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動		③言語の形成と活用		
					⑤認知・行動の概念形成		④コミュニケーション手段の選択と活用		
							⑤状況に応じたコミュニケーション		
指導目標		選定した項目	指導内容・方法		前期評価		後期評価		
					【次年度に向けて】				
					【次年度に向けて】				
					【次年度に向けて】				

令和 年度 個別の指導計画 シート2 【各教科等の指導（実態、指導内容、年間計画）】

学校名		学部	学年	名前			作成者									
教科等	教科等に関する実態	指導内容	年間計画													
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		

学校名	学部	学年	名前	作成者				
個別の教育支援計画 重点目標	・個別の教育支援計画の重点目標を転記します。							
自立活動の指導								
実態	【障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所、課題等】 ・「実態把握から具体的な指導内容の設定」については特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（平成30年3月）を参照ください。							
6 区 分 と の 関 連	◎時間における指導の内容 ○教育活動全体での内容	1 健康の保持	①生活のリズム・生活習慣の形成	係 3 の 形 成	①他者とのかかわりの基礎	5	①姿勢と運動・動作の基本的技能	
			②病気の理解・生活管理		②自立活動（必要な項目のみ） ・時間における指導の内容に◎を、教育活動全体での内容に○を選択します。			
			③身体各部の理解と養護		⑤作業の動作と円滑な遂行			
			④障害の特性の理解と生活環境の調整		①保有する感覚の活用		き ケ 6 リ コ シ ミ ヨ ユ ン ニ	①コミュニケーションの基礎的能力
			⑤健康状態の維持・改善		②感覚や認知の特性についての理解と対応			②言語の受容と表出
		2 心理的な安定	①情緒の安定	③感覚の補助、代行手段の活用	③言語の形成と活用			
			②状況理解・変化への対応	④感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動	④コミュニケーション手段の選択と活用			
			③障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	⑤認知・行動の概念形成	⑤状況に応じたコミュニケーション			
			指導目標	選定した項目	指導内容・方法	・前期・後期の評価から、指導内容・方法の改善等について検討した結果を記入します。		
					・上記で選択した区分、項目を記載します。（例）1-①	【次年度に向けて】		
<参考> 【特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（平成30年3月）より】 ・指導すべき課題を明確にすること。 ・自己選択・自己決定する機会を設けることにより、思考・判断・表現する力を高めることができるようにすること。 ・自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り入れること。				【次年度に向けて】				
				【次年度に向けて】				
				【次年度に向けて】				

令和 年度 個別の指導計画 シート3【各教科等の指導（指導目標、方法・手立て、評価）】

学校名	学部	学年	名前	作成者
教科等	指導目標	方法・手立て	前期評価	後期評価
教育課程表や日課表に合わせて、教科、領域等の名称を記入します。		・ 幼児児童生徒の障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を考慮して教育的ニーズを的確に捉え、育成をめざす資質・能力を明確にし、指導目標を設定します。 ・ 概ね1年間で達成できる目標を設定します。	【次年度に向けて】	
			【次年度に向けて】	
			【次年度に向けて】	
		・ 目標達成のための具体的な指導や支援の方法、手立てについて記入します。	・ 幼児児童生徒一人ひとりの学習状況を多角的に評価するため、各教科の目標に準拠した評価の観点による学習評価を行います。	
			【次年度に向けて】	
			【次年度に向けて】	
			【次年度に向けて】	
		<参考> ○特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）（平成30年3月） ○特別支援学校学習指導要領解説 知的障害者教科等編（高等部）（平成31年2月）	・ 前期・後期の評価から、指導内容・方法の改善、次年度の指導目標等について検討した結果を記入します。	【次年度に向けて】